

第十五号議案

江戸川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号)により江戸川区が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、江戸川区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準)

第三条 法第十三条第一項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号。以下「府省令」という。)(第七条第四項を除く。)の定めるところによる。(乳児室又はほふく室の面積)

第四条 満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積は、満二歳未満の園児一人につき三・三平方

メートル以上であることとする。

(開園日及び開園時間)

第五条 幼保連携型認定こども園における開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 年末年始(前号に掲げる日を除く。)

2 開園時間は、一日につき十一時間を原則とする。

3 前二項の開園日及び開園時間については、江戸川区内における園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(非常災害対策)

第六条 幼保連携型認定こども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回は実施しなければならない。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

2 この条例の施行の日から起算して五年間は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第五条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

一 学級担任は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に基づく幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間以外の満三歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、六割以上の者が登録（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録をいう。以下同じ。）を受けた常勤の職員とする。

三 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。
 （幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

3 平成二十七年三月三十一日において現に幼稚園（その運営の実績その他によ

<p>府省令第七條 第六項</p>	<p>読み替える規定</p>
<p>一 方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積 二 方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室の面積</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>一 方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積 二 保育室又は遊戯室の面積 三 保育室又は遊戯室の面積</p>	<p>読み替える字句</p>

る。
り適正な運営が確保されていると認められるものに限り、
が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園
の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携
型認定こども園に係る府省令第七條第六項の規定の適用については、府省令附
則第四條の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

(説明)

江戸川区児童相談所の設置に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第一項の規定に基づき、江戸川区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるもので、本案を提出いたします。